

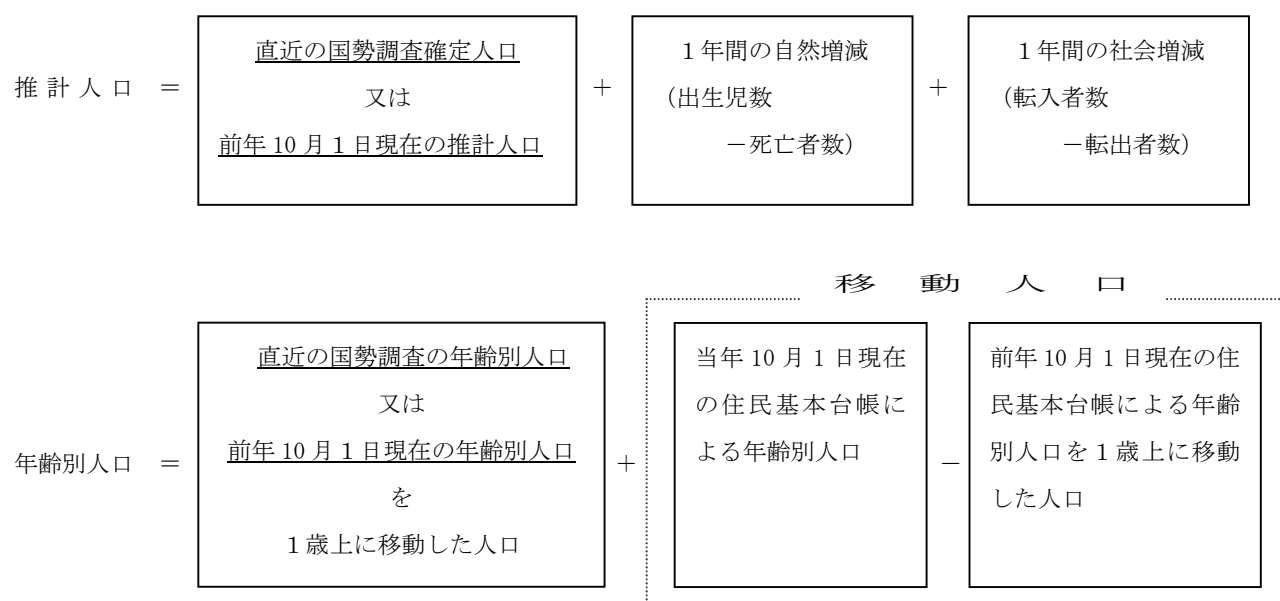
利用者のために（調査の概要）

1 推計の目的

国勢調査が行われない年における10月1日現在の県内市町別推計人口・年齢別人口及び前1年間の人口動態を把握し、各種行政施策に必要な基礎資料を提供する。

2 推計方法

国勢調査の翌年は直近の国勢調査による人口・世帯数の確定値に、国勢調査の翌年以外の年は前年10月1日現在の推計人口・世帯数に、その後の1年間（前年10月1日～当年9月30日）の住民基本台帳法に基づく移動数を加減して算出する。



＊ 各年齢別人口の推計結果がマイナスとなる場合には、年齢不詳又は直近の年齢で調整し、総人口は変わらないようにした。

3 その他算出方法

$$\begin{aligned}\text{人 口 性 比} &= \frac{\text{男 性 の 人 口}}{\text{女 性 の 人 口}} \times 100 \\ \text{人口増減率（\%）} &= \frac{\text{1 年 間 の 人 口 増 減 数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{自然増減率（\%）} &= \frac{\text{1 年 間 の 自 然 増 減 数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{社会増減率（\%）} &= \frac{\text{1 年 間 の 社 会 増 減 数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{平 均 年 齢} &= \frac{\text{（「各年齢」} \times \text{「各歳別人口」）の計}}{\text{「各歳別人口」の計}} + 0.5\end{aligned}$$

4 用語の解説

自然増減－ 出生児数から死亡者数を差し引いたもの

出 生 児－ 出生届又は職権により住民票に記載された者

死 亡 者－ 死亡届又は職権により住民票を削除した者

社会増減－ 転入者数から転出者数を差し引いたもの

転 入 者－ 転入届又は職権により住民票に記載された者

転 出 者－ 転出届又は職権により住民票を削除した者

年齢3区分

年 少 人 口－ 0～14 歳の人口

生産年齢人口－ 15～64 歳の人口

老 年 人 口－ 65 歳以上の人口

年齢構造指数

年少人口指数－ 年少人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$\text{年少人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$

老年人口指数－ 老年人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$\text{老年人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$

従属人口指数－ 年少及び老年人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$(\text{年少人口} + \text{老年人口}) \div \text{生産年齢人口} \times 100$

老 年 化 指 数－ 人口の老年化の程度

$\text{老年人口} \div \text{年少人口} \times 100$

5 その他注意事項

- 1) 率、割合等は単位未満四捨五入している。よって合計は 100%にならない場合もある。
- 2) 「ポイント」とは、率、割合のパーセント（%）の差を表す。
- 3) 平成 24 年 7 月 8 日以前の外国人人口は、外国人登録原票による（住民基本台帳法の改正に伴う変更）。
- 4) 総務省自治行政局が公表している「住民基本台帳人口」とは算出方法が異なるため合致しない。
- 5) 地域区分は、平成 30 年 3 月に策定した、静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の区分に基づく。伊豆半島地域と東部地域に重複する市町があるため、各統計表の地域の合計値と県計値は一致しない。

地域区分	市 町
伊豆半島地域 (7 市 6 町)	<u>沼津市</u> 、熱海市、 <u>三島市</u> 、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、 <u>函南町</u>
東部地域 (6 市 4 町)	<u>沼津市</u> 、 <u>三島市</u> 、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、 <u>函南町</u> 、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5 市 2 町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7 市 1 町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町